

株式会社三越伊勢丹ホールディングス

第 10 回 定時株主総会 || 招集ご通知

日時：2018年6月18日(月曜日)午前10時
場所：グランドニッコー東京 台場
地下1階 パレロワイヤル
東京都港区台場二丁目6番1号

次回以降招集ご通知のメール配信をご希望の株主様は、議決権行使サイト<https://evote.tr.mufg.jp/>にアクセスし、画面の案内に従い電子メールによる招集ご通知受領に関し、ご承諾いただくようお願い申し上げます。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件

孔雀青 *Kujyakuo*



Provided by TAKARA Printing

パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/3099/>



三越伊勢丹ホールディングス

(証券コード 3099)

目次

ごあいさつ	2
●招集ご通知	3
●株主総会参考書類	7
●株主総会招集ご通知 添付書類	
事業報告	19
連結貸借対照表	50
連結損益計算書	51
連結キャッシュ・フロー計算書の要旨<ご参考>	51
連結株主資本等変動計算書	52
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	53
貸借対照表	54
損益計算書	55
株主資本等変動計算書	56
会計監査人 監査報告書 謄本	57
監査役会 監査報告書 謄本	58
●トピックス	59
●株主メモ	61

株主の皆様には、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

2018年3月31日をもちまして、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの第10期の決算を行いましたので、ここに報告書をお届けさせていただきます。何卒、ご高覧いただきたくお願い申しあげます。

当期は、株高を背景にした資産効果やインバウンド需要の伸長による売上への寄与がございましたが、個人消費全体については力強さを欠く面もありました。

一方、当社グループでは、将来の持続的な成長を実現するために、グループの不採算事業の改革や経費削減をはじめとするコスト構造の改革などにスピード感をもって取り組んでまいりました。

このような状況のもと、2018年度よりスタートした3ヶ年計画のビジネスモデル改革を着実に推進し、当初計画より前倒して2019年度に連結営業利益350億円を目指します。

なお、この度、三越伊勢丹グループが誕生してから10年が経ち、この先のめまぐるしい環境の変化に対応するためグループ企業理念を見直し、新たに「私たちの考え方」を制定いたしました。自ら「変化」「変革」することで、持続的な成長と発展を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後も一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。



代表取締役社長執行役員
(CEO) 兼CDTO

杉江 俊彦

招集ご通知

株 主 各 位

(証券コード 3099)

2018年5月28日

東京都新宿区新宿五丁目16番10号
株式会社 三越伊勢丹ホールディングス
代表取締役会長 赤 松 憲

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、第10回定時株主総会を次のとおり開催いたしますので、お繰り合わせのうえ、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、「議決権行使方法についてのご案内」(次頁)のとおり、書面またはインターネットなどにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2018年6月15日(金曜日)午後8時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2018年6月18日(月曜日)午前10時
なお、受付開始時間は、午前9時を予定しております。
2. 場 所 東京都港区台場二丁目6番1号
グラウンドニッコー東京 台場 地下1階 パレロワイヤル

●「パレロワイヤル」が満席となった場合は、第2会場等をご案内させていただきますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項
1. 第10期(2017年4月1日から2018年3月31日まで)の事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第10期(2017年4月1日から2018年3月31日まで)の計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件

以 上

<お知らせ>

- 次の事項につきましては、法令および当社定款第16条に基づき、当社ホームページ(<http://www.imhds.co.jp>)に掲載しておりますので、株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。
- ①事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、②連結計算書類の「連結注記表」、③計算書類の「個別注記表」
なお、本招集ご通知添付書類および上記ホームページ掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。
- 修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ホームページ(<http://www.imhds.co.jp>)にて修正後の内容を掲載いたします。なお、修正がない場合は掲載いたしておりません。

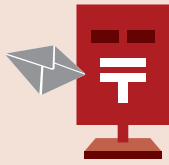
議決権行使方法についてのご案内



■ 株主総会にご出席いただく場合

開催日時 2018年6月18日（月曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。（ご捺印は不要です）
なお、株主でない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけません（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます）ので、ご注意ください。



■ 書面による議決権行使

行使期限 2018年6月15日（金曜日）午後8時到着分まで

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、
切手を貼らずにご投函ください。



■ インターネットによる議決権行使

行使期限 2018年6月15日（金曜日）午後8時まで

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/> にアクセスし、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

インターネットによる行使方法のご案内については次頁をご参照ください。

次回以降、招集ご通知のメール配信をご希望の株主様は、上記の議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従い電子メールによる招集ご通知受領に関しご承諾いただくようお願い申し上げます。

以上

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）*から、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。

（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

*「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>

議決権行使期限

2018年6月15日（金曜日）午後8時まで

パスワードのお取り扱いについて

- 1 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 2 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

機関投資家の皆様へ

当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、議決権行使プラットフォーム（いわゆる東証プラットフォーム）をご利用いただけます。

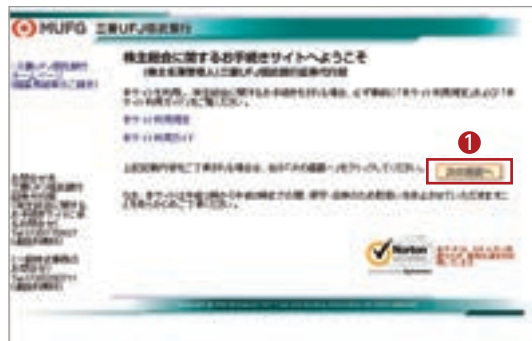


アクセス手順について

以下はパソコンの画面を表示しております。

1. 議決権行使サイトへアクセス

- 1 「次の画面へ」をクリック

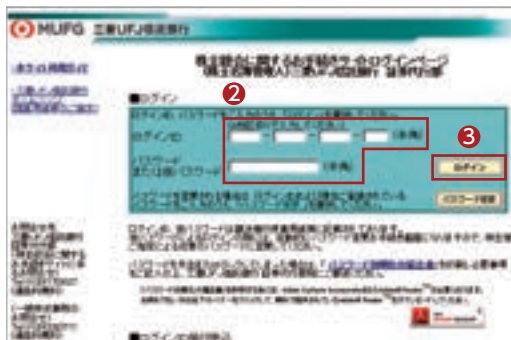


! 注意事項

- パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通

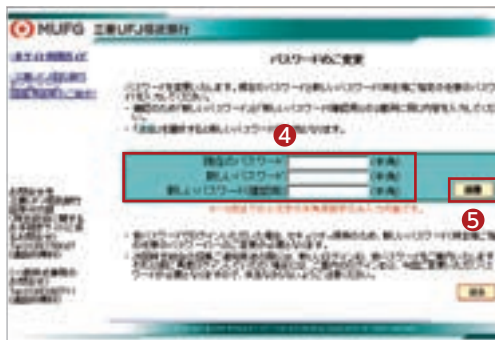
2. ログインする

- ② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力
- ③ 「ログイン」をクリック



3. メニューから議決権行使を選択

- ④ 新しいパスワードを「新規パスワード入力欄」と「確認用パスワード入力欄」の両方に入力
- ⑤ 「送信」をクリック



以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

信（TLS通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応していません。

- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
 - ① 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
 - ② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせ

ていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

システムに関する
お問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

☎0120-173-027 受付時間 9時～21時（通話料無料）

株主総会参考書類

■ 議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第10期の期末配当金につきましては、株主の皆様への安定的な配当の維持ならびに既存および新規の事業への投資等に必要な内部留保の適正な確保を総合的に勘案し、1株につき6円とさせていただきますたく存じます。これにより、中間配当金6円を加えた年間配当金は1株につき12円となります。

期末配当金に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金 6円
総額 2,338,734,672円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2018年6月19日



第2号議案

取締役9名選任の件

今回の定時株主総会の終結の時をもって、取締役 赤松憲、杉江俊彦、竹内徹、和田秀治、白井俊徳、槍田松瑩、井田義則、永易克典の8氏は、任期満了となります。

つきましては、コーポレートガバナンスの強化を図るため取締役を1名増員し、取締役9名の選任を願いたく、次の候補者を推薦いたします。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役 在任年数	出席状況 取締役会出席率
1	再任候補者 あか まつ けん 赤 松 憲	代表取締役会長	1年	12回中12回 100%
2	再任候補者 すぎ え とし ひこ 杉 江 俊 彦	代表取締役社長執行役員 (CEO) 兼CDTO	6年	15回中15回 100%
3	再任候補者 たけ うち とおる 竹 内 徹	取締役	1年	12回中12回 100%
4	再任候補者 しら い とし のり 白 井 俊 徳	取締役常務執行役員 CSRO	1年	12回中12回 100%
5	新任候補者 む とう たか あき 武 藤 隆 明	—	—	—
6	再任候補者 社外取締役候補者 独立役員候補者 うつ だ しょう えい 槍 田 松 瑩	社外取締役	5年	15回中15回 100%
7	再任候補者 社外取締役候補者 独立役員候補者 い だ よし のり 井 田 義 則	社外取締役	5年	15回中15回 100%
8	再任候補者 社外取締役候補者 なが やす かつ のり 永 易 克 典	社外取締役	4年	15回中12回 80.0%
9	新任候補者 社外取締役候補者 独立役員候補者 く ぼ やま みち こ 久 保 山 路 子	—	—	—

※取締役在任年数は本定時株主総会終結時のものです。

※在任年数が1年の候補者の取締役会出席状況については、取締役就任以降のみを対象としています。

招集(通知)

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

トピックス

1 あか まつ
赤松

けん
憲 (1952年9月5日生)

再任



所有する当社の株式数
27,840株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1975年6月 (株)三越入社
- 2006年2月 同執行役員業務部長
- 2007年2月 同執行役員グループ業務部長
- 2007年5月 同取締役上席執行役員グループ業務部長
- 2008年4月 当社取締役常務執行役員管理本部長
(株)三越取締役
- 2009年4月 (株)伊勢丹取締役
- 2013年4月 当社取締役常務執行役員業務本部長
(株)三越伊勢丹取締役常務執行役員業務本部長
- 2016年6月 新光三越百貨股份有限公司副董事長 (現任)
- 2017年5月 当社顧問
日本百貨店協会会長 (現任)
- 2017年6月 当社代表取締役会長 (現任)
(株)三越伊勢丹代表取締役会長 (現任)

重要な兼職の状況

(株)三越伊勢丹代表取締役会長
新光三越百貨股份有限公司副董事長
日本百貨店協会会長

取締役候補者とした理由

2008年の当社設立時に取締役常務執行役員に就任。総務・経理・管財・物流等の部門統括責任者である業務(管理)本部長として当社グループの基盤整備・拡充、コスト削減、ガバナンス体制の構築等に大きく貢献してまいりました。業務部門を中心とする長年にわたる豊富な知見と卓越したリーダーシップは、当社の企業価値向上とさらなるガバナンスの強化に寄与することができると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。



2 ^{すぎ え とし ひこ} 杉江俊彦 (1961年2月15日生)

再任



所有する当社の株式数
25,100株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1983年4月 (株)伊勢丹入社
- 2009年4月 同執行役員営業本部MD統括部食品統括部長兼食品営業部長
- 2011年4月 (株)三越伊勢丹執行役員営業本部MD統括部食品統括部長
- 2012年4月 当社常務執行役員経営戦略本部付
- 2012年6月 当社取締役常務執行役員経営戦略本部長
- 2013年4月 (株)三越伊勢丹取締役常務執行役員経営戦略本部長
- 2016年4月 当社取締役専務執行役員経営戦略本部長
(株)三越伊勢丹取締役専務執行役員経営戦略本部長
- 2017年4月 当社代表取締役社長執行役員
(株)三越伊勢丹代表取締役社長執行役員 (現任)
- 2018年4月 当社代表取締役社長執行役員 (CEO) 兼 CDTO (現任)
※CEO (チーフ・エグゼクティブ・オフィサー)
CDTO (チーフ・デジタル・トランスフォーメーション・オフィサー)

重要な兼職の状況

(株)三越伊勢丹代表取締役社長執行役員

取締役候補者とした理由

2012年に当社の取締役常務執行役員に就任し、以来、経営戦略本部長として当社グループが目指す方向性を主導してまいりました。営業部門と後方部門双方での豊富な経験により培ってきた百貨店事業とグループ事業全般に幅広く精通する能力と卓越したリーダーシップは、当社グループのさらなる企業価値向上に大きく寄与することができるかと判断し、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

トピックス

3 たけ うち
竹内

とおる
徹 (1960年5月21日生)

再任



所有する当社の株式数
24,500株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1983年4月 (株)伊勢丹入社
- 2009年4月 同執行役員営業本部MD統括部婦人統括部長
- 2010年3月 同取締役常務執行役員営業本部MD統括部長兼婦人統括部長
- 2011年4月 (株)三越伊勢丹常務執行役員営業本部MD統括部長
- 2013年4月 当社常務執行役員
(株)札幌丸井三越代表取締役社長執行役員
- 2016年4月 当社常務執行役員グループ人財本部長
(株)三越伊勢丹常務執行役員グループ人財本部長
- 2017年4月 (株)三越伊勢丹取締役専務執行役員百貨店事業本部長兼商品統括部長
- 2017年6月 当社取締役 (現任)
- 2018年4月 (株)三越伊勢丹取締役専務執行役員百貨店事業本部長 (現任)

重要な兼職の状況

(株)三越伊勢丹取締役専務執行役員百貨店事業本部長

取締役候補者とした理由

入社以来、営業部門を中心に従事し、2013年には当社常務執行役員として(株)札幌丸井三越代表取締役社長執行役員、2016年には当社グループ人財本部長を歴任し、2017年からは(株)三越伊勢丹取締役専務執行役員百貨店事業本部長に就任し百貨店事業全般を牽引しています。その幅広く豊富な経験は当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。



4 白井俊徳しらい としのり

(1959年1月28日生)

再任



所有する当社の株式数
18,610株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1982年4月 (株)伊勢丹入社
- 2008年3月 同執行役員
- 2008年4月 当社執行役員経営戦略本部企画推進部長
- 2011年4月 当社執行役員経営戦略本部経営企画部長
- 2012年6月 当社取締役執行役員経営戦略本部経営企画部長
- 2013年6月 当社執行役員経営戦略本部経営企画部長
- 2014年4月 当社執行役員経営戦略本部企画推進部長
- 2016年1月 (株)三越伊勢丹イノベーションズ代表取締役社長
- 2016年4月 当社常務執行役員経営戦略本部企画開発推進部長
- 2017年4月 当社常務執行役員経営戦略本部長
(株)三越伊勢丹取締役 (現任)
- 2017年6月 当社取締役常務執行役員経営戦略本部長
- 2018年4月 当社取締役常務執行役員 CSRO (現任)
※CSRO (チーフ・ストラテジー・アンド・リストラクチャリング・オフィサー)

重要な兼職の状況

(株)三越伊勢丹取締役

取締役候補者とした理由

入社以来、長く経営企画部門に従事し、戦略的事業の企画・立案の責任者として当社グループの成長戦略を推進してまいりました。2017年度からは経営戦略本部長としてグループ全体の経営計画の策定と舵取りを行い、本年からはCSROとして経営企画や構造改革等の複数の部門を管掌しており、当社グループのさらなる企業価値向上に寄与できると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

トピックス

5

む とう たか あき
武藤隆明

(1956年11月28日生)

新任



所有する当社の株式数
27,300株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1979年6月 (株)三越入社
- 2010年3月 同執行役員総務部長
- 2011年4月 当社執行役員管理本部総務部長
- 2013年4月 当社執行役員業務本部総務部長
- 2016年4月 当社執行役員リスクマネジメント室長
- 2017年4月 当社常務執行役員リスクマネジメント室長（現任）

取締役候補者とした理由

入社以来、長く人事、総務部門に従事し、2016年には執行役員リスクマネジメント室長、2017年には常務執行役員リスクマネジメント室長として、当社グループの総合的なリスクマネジメントの推進に大きく貢献してまいりました。業務部門を中心とする長年にわたる豊富な知見は当社グループのさらなる企業価値向上に寄与できると判断し、同氏を取締役候補者としました。



6

うつ だ しょう えい
檜 田 松 瑩

(1943年2月12日生)

再 任

社外取締役候補者

独立役員



所有する当社の株式数
12,107株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1967年4月 三井物産(株)入社
- 1997年6月 同取締役
- 2000年6月 同代表取締役常務取締役
- 2002年4月 同代表取締役専務取締役
- 2002年10月 同代表取締役社長
- 2007年6月 (株)東京放送ホールディングス社外取締役
- 2009年4月 三井物産(株)取締役会長
(株)TBSテレビ取締役
- 2009年5月 公益社団法人ベトナム協会会長 (現任)
- 2013年6月 当社社外取締役 (現任)
- 2013年11月 (株)海外需要開拓支援機構社外取締役
- 2014年6月 (株)野村総合研究所社外取締役 (現任)
- 2015年4月 三井物産(株)取締役
- 2015年6月 同顧問 (現任)
- 2017年6月 東京電力ホールディングス(株)社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

三井物産(株)顧問
 公益社団法人ベトナム協会会長
 (株)野村総合研究所社外取締役
 東京電力ホールディングス(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由

事業法人の経営者として、社内コンプライアンス意識の徹底や制度改革、業績向上の実績があり、その豊富な経験と見識を当社の経営に反映し、独立した立場から当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただけると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

トピックス

7

い だ よし のり
井 田 義 則

(1943年5月18日生)

再 任

社外取締役候補者

独立役員



所有する当社の株式数
8,075株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1966年4月 いすゞ自動車(株)入社
 1994年1月 同取締役
 1996年5月 同常務取締役
 1999年4月 同専務取締役
 2000年12月 同代表取締役社長兼COO
 2007年6月 同代表取締役会長
 2009年2月 同取締役会長
 2011年6月 同特別相談役名誉会長
 2012年6月 同特別相談役(現任)
 2013年6月 当社社外取締役(現任)

重要な兼職の状況

いすゞ自動車(株)特別相談役

社外取締役候補者とした理由

事業法人の経営者として、抜本的な構造改革に取り組み、業績の大幅な改善を行った実績があり、その豊富な経験と見識を当社の経営に反映し、独立した立場から当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただけると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。



8 なが やす かつ のり
永易克典 (1947年4月6日生)

再任

社外取締役候補者



所有する当社の株式数
1,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1970年5月 (株)三菱銀行入行
- 1997年6月 (株)東京三菱銀行取締役
- 2001年4月 (株)三菱東京フィナンシャル・グループ取締役
- 2002年6月 (株)東京三菱銀行常務取締役
- 2005年1月 (株)東京三菱銀行専務取締役
- 2005年5月 同副頭取
- 2006年1月 (株)三菱東京UFJ銀行副頭取
- 2006年6月 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役副社長
- 2008年4月 (株)三菱東京UFJ銀行頭取
- 2010年4月 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役社長
- 2012年4月 (株)三菱東京UFJ銀行取締役会長
- 2013年4月 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役
- 2013年6月 新日鐵住金(株)社外監査役 (現任)
- 2014年6月 当社社外取締役 (現任)
三菱自動車工業(株)社外監査役(現任)
- 2016年3月 キリンホールディングス(株)社外取締役 (現任)
- 2016年4月 (株)三菱東京UFJ銀行相談役
- 2016年6月 三菱電機(株)社外取締役 (現任)
- 2018年4月 (株)三菱UFJ銀行特別顧問 (現任)

重要な兼職の状況

- (株)三菱UFJ銀行特別顧問
- 新日鐵住金(株)社外監査役
- 三菱自動車工業(株)社外監査役
- キリンホールディングス(株)社外取締役
- 三菱電機(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由

長年にわたる金融機関の経営者としての豊富な経験と財務に関する知見を当社の経営に反映していただくと考えております。また、幅広い見識は当社の取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保すべく適切な助言・提言をいただけると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

トピックス

9

くぼ やま みち こ
久保山 路子

(1956年4月16日生)

新任

社外取締役候補者

独立役員



所有する当社の株式数

0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月 花王石鹼(株) (現 花王(株)) 入社
 2006年4月 同商品広報部部長
 2011年4月 同商品広報センター センター長
 2011年9月 多摩大学大学院 客員教授 (現任)
 2016年5月 花王(株) 生活者研究センターコミュニケーションフェロー (現任)
 2017年6月 (株)ジャックス社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

(株)ジャックス社外取締役

社外取締役候補者とした理由

久保山氏は、花王(株)での商品開発やマーケティングに関する豊富な経験と、多摩大学大学院客員教授やキャリアコンサルタントとして多彩な見識を有しており、消費者をはじめとした多様な視点が求められる当社取締役会において、独立した立場から適切な助言、業務執行に対する有益かつ適切な監督を頂けると判断し、同氏を取締役候補者としました。



- (注記) 1. 取締役候補者の所有する当社の株式数は、2018年3月31日現在のものであり、三越伊勢丹ホールディングス役員持株会における本人の持分を含めております。
2. 檜田松瑩氏は2018年6月22日付をもって(株)野村総合研究所の社外取締役を退任する予定であります。
3. 永易克典氏は当社グループの主要取引先金融機関である(株)三菱UFJ銀行の特別顧問であります。
また、その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 永易克典氏が2016年4月まで取締役を務めていた(株)三菱東京UFJ銀行（現(株)三菱UFJ銀行）は、ニューヨーク州金融サービス局（New York State Department of Financial Services）との間で合意した事案に関して、英国健全性監督機構への報告が遅れる等適切性を欠いていたことにつき、同機構との間で2017年2月、17,850千英ポンドの支払に合意しました。
また、永易克典氏が社外監査役として在任している三菱自動車工業(株)において、2016年4月に同社製車両の燃費試験における不正行為の事実が判明しました。同年9月には、国土交通省より、当該不正行為のあった車両の燃費値の再検証のために当社にて行った社内試験においても、不正行為があったとの指摘を受けました。さらに2017年1月及び7月に、燃費試験における不正行為があった同社製車両のカタログ等の表示において、不当景品類及び不当表示防止法に違反する行為があったとして、消費者庁から措置命令および課徴金納付命令を受けました。同氏は、いずれの事実についても認識しておりませんが、日頃から取締役会および監査役会等において法令遵守の視点に立ち、注意喚起を行ってまいりました。また、当該事実の判明後は、当該事実についての徹底した調査および再発防止を指示する等、その職責を果たしております。
5. 当社の子会社である(株)三越伊勢丹は2018年1月12日、公正取引委員会より、東日本旅客鉄道(株)において使用する制服の取引に関し、競争事業者との間で行った受注に向けた情報交換や価格の調整が独占禁止法に定める「不当な取引制限」に該当するものとして排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。檜田松瑩、井田義則、永易克典の3氏は日頃より、取締役会において法令遵守の観点から様々な提言を行っており、本事態の判明後においても、当社取締役会の審議を通じて、当社および同子会社を含むグループにおける再発防止策の策定と、全従業員への本事態の周知ならびに教育の強化に尽力いたしております。
6. 檜田松瑩、井田義則、永易克典の3氏とは、当社は定款の定めにより責任限定契約を締結しており、その内容の概要は3氏が当社に損害賠償責任を負う場合の限度額を、法令が規定する額とするものであります。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。更に、久保山路子氏の選任が承認された場合、当社は新たに上記と同様の責任限定契約を同氏との間で締結する予定であります。
7. 当社は社外取締役および社外監査役を独立役員として指定するにあたって、独立性を判断するための独自の基準を47頁に記載のとおり定めております。当社の基準に則り、社外取締役では檜田松瑩、井田義則の2氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し両取引所に届け出ております。また両氏の取締役選任が承認された場合、引き続き独立役員として指定し両取引所に届け出る予定であります。更に、久保山路子氏の取締役選任が承認された場合、同様の基準に則り、新たに同氏を独立役員として指定し両取引所に届け出る予定であります。
8. 久保山路子氏の戸籍上の氏名は岩崎路子であります。

以上

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

トピックス

事業報告 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

1 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は緩やかな景気回復が続き、消費環境においては訪日観光客増加や株高による資産効果もあり一部高額品の取り扱いなどは堅調に推移しました。一方、本年に入り円高傾向の強まりや株価下落などによる成長の減速や訪日観光客数の下押しリスクが懸念されます。

このような状況のもとで、当社は2017年11月に次期3ヶ年計画（2018～2020年度）を発表いたしました。次の成長に向けて「収益体質の強化」と「事業構造の転換」の2軸を掲げ、百貨店がここ数十年変えてこなかった「ビジネスモデル改革」を目指しております。2017年度は同計画の助走段階として、「構造改革」「収益体質の強化」に重点的に取り組み、不採算事業の改革、コスト構造の改革、要員政策、在庫リスクの先行処理などに着手してまいりました。

その結果、経費コントロールにより営業利益、経常利益は前期と同水準となりましたが、構造改革に伴う特別損失の計上等により、親会社株主に帰属する当期純利益は赤字となりました。

当連結会計年度の連結決算につきましては、売上高は1兆2,688億円余（前連結会計年度比101.2%）、営業利益は244億円余（前連結会計年度比102.0%）、経常利益は273億円余（前連結会計年度比99.7%）、親会社株主に帰属する当期純損失は9億円余（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益149億円余）となりました。



百貨店業においては、売上高は前期と同水準となりました。地域店における免税売上の伸長率が基幹3店である伊勢丹新宿本店、三越日本橋本店、三越銀座店の伸長率を上回るなど、訪日観光客の増加による免税売上は好調に推移し、また高額品の売れ行きも堅調でした。一方で、中間層の消費については依然慎重姿勢が続いています。

そのような消費環境を踏まえ、当期は収益体質の強化を目指し百貨店事業においても地域や店舗特性に応じた構造改革を徹底して進めてまいりました。この結果、限られた経営資源を新たな



成長分野に再分配するため、2018年3月21日をもって伊勢丹松戸店の営業を終了いたしました。店舗の営業終了に伴うご不便につきまして、深くお詫び申し上げますとともに、今までのご支援やご愛顧に心より御礼申し上げます。今後も、地域や店舗特性に応じ、業態転換を含めたあらゆる手段を使って地域のお客さまのニーズに応えられるよう改革に取り組んでまいります。

コスト構造改革としては、業務の効率化、宣伝費削減等、徹底したコストコントロールを行い販売費および一般管理費の削減に努めてまいりました。同時に、要員政策においては、従来からのネクストキャリア制度の見直しと拡充をいたしました。さらに、在庫リスクの先行処理として、当期中に売価で100億円以上の在庫処理を行いました。2018年度は、顧客接点の要員は維持しながらも、本社要員の削減などを行うことにより引き続き要員構成の最適化を図ってまいります。

営業面においては、基幹店について中長期リモデルを含めた今後の収益の最大化に向けた計画の策定を行いました。三越日本橋本店では、お客さま一人ひとりに寄り添い、上質な暮らしのモノ・コトを日本随一のおもてなしでご提案するために、本年秋に第一期の完成を目指したリモデルを実施しております。3月にはこれに先駆けて新館1階をリフレッシュオープンいたしました。伊勢丹新宿本店におきましては、新たな「ファッションの伊勢丹」を確立すべく、お客さまのニーズにお応えするためのカテゴリーの再編とともにデジタル情報発信の象徴として、本館・メンズ館のリモデルを順次実施してまいります。支店では、2017年11月に三越恵比寿店の1階をリフレッシュオープンいたしました。「上質な日常を彩るもの」をテーマに、近隣のお客さまの日常に新たな魅力をご提案し続けるべく、心地よい住まい、美容や装いを謳歌するための品揃えを強化し、ご好評をいただいております。



2018年4月にオープンした三越日本橋本店本館1階の化粧品・アクセサリコーナー。



2017年11月にリフレッシュオープンした三越恵比寿店。

中小型店舗につきましては、構造改革の一環としてエムアイプラザ等の7店舗の営業を終了いたしました。一方、ラグジュアリーコスメの編集ショップである「イセタンミラー」は、新丸の内ビルディング、広島駅構内「ekie」、東京ミッドタウン日比谷の3店を新規出店し、合計で15店舗となりました。広島駅構内「ekie」内のショップは首都圏外で初となり、東京ミッドタウン日比谷店は約670㎡と最大規模で出店いたしました。既存の店舗につきましても好調に推移しています。

EC事業では、基幹3店と連動した企画や展開商品の拡大によりお客さまの利便性向上に取り組んでまいりました。2018年1月より順次全国の三越伊勢丹各支店・地域店におきまして、各店の情報をお客さまに発信する新たな販促手法として「ストアアプリ」の導入を開始しました。お客さまが日頃ご利用される店舗を選択いただくことで、その店舗の情報をタイムリーにお届けできるとともに、アプリからオンラインストアへの直接アクセスも可能になりました。今後も、デジタルを活用した顧客接点の拡大の取り組みを進めてまいります。



2018年3月にオープンした「イセタンミラー メイク&コスメティクス 東京ミッドタウン日比谷店」。イセタンミラー最大規模の面積で出店。



全国の三越伊勢丹各支店・地域店で導入を開始したストアアプリ。各店の情報をタイムリーにお客さまに発信します。



クレジット・金融・友の会業

2.8%

売上高

389億円 前期比 103.0%

営業利益

53億円 前期比 99.7%

クレジット・金融・友の会業におきましては、株式会社エムアイカードが、グループ外部でのカード取扱高拡大、ゴールドカードの会員拡大に取り組んだことにより売上高が伸長しました。カード会員の拡大に向けて、百貨店カードにプラチナグレードを加え、国分寺ミーツ、名古屋ラシックではオリジナルカードを発行いたしました。年会費に幅を持たせ、お客さまのご利用ニーズに合わせたカードのラインナップを揃えることで、エムアイカード会員をグループ内外に拡大すべく、将来への投資を行ってまいりました。また、百貨店カードの獲得においては、エムアイポイントの活用やWEBチャネルでの獲得など、新たな検証を積極的に実施したことなどから販売管理費が増加し、営業利益は一時的に減少いたしました。

グループのポイントプログラムである「エムアイポイント」は、その活用範囲をグループ外にも広げてまいります。また「エムアイカード」は、のれんを越えて百貨店カードの名称・デザインを統一することで百貨店全体の会員規模拡大を目指すと同時に、積極的にグループ外企業との提携カードの発行を推進し、引き続き、業績の拡大に取り組んでまいります。



エムアイカード

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

トピックス



小売・専門店業

4.0%

売上高

548億円 前期比 97.8%

営業利益

△12億円 (前期は営業損失11億円)

小売・専門店業につきましては、収益力の改善を図るべく株式会社三越伊勢丹フードサービスにおいて2018年1月にクイーンズ伊勢丹大宮店、2月に同ひばりが丘店を閉店した一方で、3月に横浜相鉄ジョイナス内「FOOD & TIME ISETAN YOKOHAMA」に出店いたしました。クイーンズ伊勢丹の既存店につきましては、高収益商品の強化や宣伝費をはじめとした効率的な販売管理費の運用等の構造改革を行ってまいりました。今後は、2017年度に進めた自主再建策に加え、スーパーマーケット事業分野において改革の実績をもつ株式会社丸の内キャピタルとの資本業務提携を通じ、新たに設立した株式会社エムアイフードスタイルとして早期の利益拡大を目指してまいります。

株式会社マミーナは、債務超過を解消すべく新ブランドの導入なども行ってまいりましたが、2018年3月に事業を終了いたしました。



2018年3月にクイーンズ伊勢丹が出店した「FOOD & TIME ISETAN YOKOHAMA」。(株)三越伊勢丹プロパティ・デザインが同商業施設を運営。



不動産業

3.3%

売上高
構成比

売上高

450億円 前期比 108.2%

営業利益

66億円 前期比 102.6%

不動産業につきましては、安定的な収益を確保すべく当社グループの保有する不動産活用を推進し、株式会社三越伊勢丹不動産が資本業務提携先である野村不動産株式会社との共同分譲事業の取り組みを行い増収増益となりました。

また、株式会社三越伊勢丹プロパティ・デザインは、2018年3月に横浜相鉄ジョイナス内に「FOOD & TIME ISETAN YOKOHAMA」、4月に国分寺駅北口に地域密着型新規商業施設「ミーツ国分寺」を開業し、商業施設運営を手掛けております。

<Store for our gathering>（「ちょっと上質なライフスタイル」と「集いの場」を提案する快適なデイリープレイス）をストアコンセプトとするミーツ国分寺は、ヒトが集まり、モノが集まり、情報が集まる、地域の新たなランドマークを目指します。

さらに海外においては、2017年7月にフィリピンにおける不動産複合開発事業への参画について発表しました。「日本」をコンセプトとした住宅分譲事業および日本での小売事業ノウハウを活かした商業施設開発に取り組むことで、フィリピンにおいて上質で新しいライフスタイルの提案をしております。

今後も、グループの保有する国内外の優良不動産を活用した、収益性のある事業機会の創出に向けた検討を進めてまいります。



成長事業として推進している不動産事業。その一環として㈱三越伊勢丹プロパティ・デザインが運営する「ミーツ国分寺」。

招集ご通知

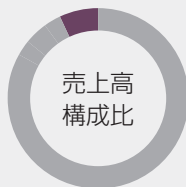
株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

トピックス



その他

6.7%

売上高

917億円 前期比 118.6%

営業利益

△10億円 (前期は営業利益19億円)

美容事業の株式会社ソシエ・ワールドおよび旅行事業の株式会社ニッコウトラベルを子会社化したこと等により売上高は前期比118.6%となり、百貨店と親和性の高い事業におきましては今後も最大限のシナジー効果を目指してまいります。一方、デジタル戦略の推進に伴い、情報処理サービス業の株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズにおけるシステム投資に伴う減価償却費が増加いたしました。

お客様の関心に合わせた新しい事業の創出を目指すとともに、不採算事業の見直しなどの構造改革を引き続き進めてまいります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額の総額は384億円余となりました。その主なものは、三越伊勢丹グループ各店の改修工事等で225億円余でございます。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、長期借入金の返済および設備投資等に充当するため、社債発行により200億円を調達しております。



(4) 対処すべき課題

当社グループは、主力事業である百貨店業を中心に培ってきたのれん、顧客、そのほかの資産を最大限活用し、グループシナジーを発揮し成長をめざしてまいりました。そのなかで、この度、三越伊勢丹グループ誕生10年を機に、グループ企業理念を見直し、新たに「私たちの考え方」を制定いたしました。目まぐるしい環境の変化に対応するために、自ら「変化」「変革」することで、持続的な成長と発展を目指してまいります。

経済環境は、堅調な雇用・所得情勢を背景に底堅く推移してきましたが、本年に入り円高傾向の強まりや株価下落などによる成長の減速や訪日観光客数の下押しリスクが懸念されます。また、デジタル化や情報化が飛躍的に進むなか、消費志向の変化、購買方法の多様化によりマーケットやお客さまに対応することが難しくなっており、小売の競争環境は激化しております。このようななかであって、当社グループはこの変化に対応していくため、「ビジネスモデル改革」に取り組んでまいります。ビジネスモデル改革実現に向けて、「構造改革」「デジタル・トランスフォーメーション」「生産性向上に向けた仕事のやり方・働き方改革」を推進していきます。

限られた経営資源を新たな成長分野に再分配するため、2017年度は不採算店舗や事業の構造改革を推進してまいりました。この結果、構造改革は一定程度進み成果が見込めますが、引き続き、積み残し課題解決に向けて地域や店舗特性、事業特性に応じた改革を継続していきます。

百貨店業においては、収益の柱である基幹店については、不採算なイベントや催事を整理しつつ、新宿本店・日本橋本店においてリモデルを順次実施し、デジタルを活用した新しい顧客価値の創造により、リアル+デジタルを融合させた新しい百貨店モデルを確立してまいります。また、よりデジタル化が進んでいる海外においては、日本での強みである「食」や「化粧品」などの編集とデジタルを組み合わせた新しいモデルにトライアルしていきます。グループ保有不動産の有効活用が見込める不動産業においては、小売と不動産のコラボレーションによる事業展開や、商業施設運営を進めることで、価値を最大化させていきます。

加えて、グループの顧客情報の一元管理、社内業務フローのデジタル化、紙から電子媒体への見直し等「デジタル・トランスフォーメーション」により、スピーディーにお客さまのニーズや変化に対応していきます。今までの仕事のやり方や業務フロー、働き方などすべてを見直すことで、生産性の向上を図ってまいります。

また、実効的なコーポレートガバナンス体制の構築とともに、コンプライアンス体制、情報保存管理体制など内部統制システムを強化することにより、企業価値の向上と持続的成長を目指してまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

セグメント情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注記) 1	合計	調整額 (注記) 2	連結計算書類 計上額 (注記) 3
	百貨店業	クレジット・ 金融・ 友の会業	小売・ 専門店業	不動産業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	1,141,957	21,656	42,611	27,708	1,233,935	34,929	1,268,865	－	1,268,865
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,528	17,249	12,221	17,362	49,362	56,819	106,182	△106,182	－
計	1,144,486	38,906	54,833	45,071	1,283,297	91,749	1,375,047	△106,182	1,268,865
セグメント利益又は損失 (△)	14,484	5,364	△1,226	6,614	25,235	△1,033	24,202	211	24,413
セグメント資産	1,068,714	218,058	20,610	151,905	1,459,288	65,418	1,524,707	△240,498	1,284,208
その他の項目									
減価償却費	17,243	2,854	597	957	21,652	6,863	28,516	△200	28,315
減損損失 (注記) 4	8,299	－	2,734	100	11,133	1,711	12,845	－	12,845
持分法適用会社への投資額	75,431	－	5,091	－	80,523	－	80,523	－	80,523
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	24,745	1,837	725	5,734	33,042	5,717	38,760	△313	38,446

(注記) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、製造・輸出入等・卸売業、物流業、人材サービス業、情報処理サービス業、旅行業、美容業等を含んでおります。

2. 調整額は以下のとおりであります。

(1)セグメント利益の調整額211百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(2)セグメント資産の調整額△240,498百万円は、セグメント間債権債務消去等であります。

(3)減価償却費の調整額△200百万円は、セグメント間未実現利益であります。

(4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△313百万円は、セグメント間取引消去及びセグメント間未実現利益等であります。

3. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4. 連結損益計算書においては、上記減損損失のうち、1,115百万円は「店舗閉鎖損失」に、228百万円は「関係会社整理損」に、314百万円は「その他」に含まれております。



■国内百貨店業の売上高

会社別・店別		金額 (百万円)	構成比 (%)	前年比 (%)
(株)三越伊勢丹	三越日本橋本店	155,357	24.0	94.1
	三越銀座店	87,862	13.5	108.4
	伊勢丹新宿本店	274,149	42.3	102.1
	伊勢丹立川店	35,836	5.5	100.3
	伊勢丹松戸店	20,634	3.2	113.8
	伊勢丹浦和店	40,388	6.2	100.1
	伊勢丹相模原店	19,515	3.0	94.9
	伊勢丹府中店	14,869	2.3	94.3
	合計	648,615	100.0	98.3
(株)札幌丸井三越	65,488	—	103.4	
(株)函館丸井今井	7,595	—	94.0	
(株)仙台三越	33,014	—	98.0	
(株)新潟三越伊勢丹	44,364	—	97.4	
(株)静岡伊勢丹	19,735	—	100.8	
(株)名古屋三越	66,083	—	98.6	
(株)広島三越	14,846	—	95.4	
(株)高松三越	22,940	—	99.4	
(株)松山三越	13,607	—	95.9	
(株)岩田屋三越	117,867	—	102.6	
(株)ジェイアール西日本伊勢丹 ※	71,239	—	94.7	

(注記) ※ 当社の持分法適用関連会社であります。

■(株)三越伊勢丹の商品別売上高

商品別	金額 (百万円)	構成比 (%)	前年比 (%)
衣料品	232,529	35.9	97.5
身のまわり品	79,537	12.3	99.1
雑貨	135,071	20.8	105.8
家庭用品	27,358	4.2	96.3
食料品	137,499	21.2	95.4
その他	36,618	5.6	89.0
合計	648,615	100.0	98.3

招集
ご通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

トピ
ックス

(5) 財産および損益の状況の推移

① 当社および子会社からなる企業集団の財産および損益の状況の推移

項目	期	第7期	第8期	第9期	第10期
		[2014年度] 2014年4月～2015年3月	[2015年度] 2015年4月～2016年3月	[2016年度] 2016年4月～2017年3月	[2017年度] 2017年4月～2018年3月 ＜当連結会計年度＞
売上高	(百万円)	1,272,130	1,287,253	1,253,457	1,268,865
営業利益	(百万円)	33,083	33,107	23,935	24,413
経常利益	(百万円)	34,563	36,704	27,418	27,325
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	(百万円)	29,886	26,506	14,976	△960
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円)	75.74	67.41	38.27	△2.47
総資産	(百万円)	1,291,560	1,293,043	1,312,074	1,284,208
純資産	(百万円)	577,655	574,316	579,782	588,091
1株当たり純資産	(円)	1,421.72	1,438.17	1,460.32	1,478.74
自己資本比率	(%)	43.39	43.56	43.36	44.88

(注記) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、期中平均発行済株式総数 (自己株式を控除した株式数) により算出しております。

2. 第10期において、第9期に行われた企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第9期の総資産については暫定的な会計処理の確定の内容を反映させています。

② 当社単体の財産および損益の状況の推移

項目	期	第7期	第8期	第9期	第10期
		[2014年度] 2014年4月～2015年3月	[2015年度] 2015年4月～2016年3月	[2016年度] 2016年4月～2017年3月	[2017年度] 2017年4月～2018年3月 ＜当事業年度＞
営業収益	(百万円)	18,831	15,886	35,970	15,572
営業利益	(百万円)	7,786	5,571	24,641	8,345
経常利益	(百万円)	7,898	5,267	23,479	7,054
当期純利益	(百万円)	6,081	5,072	22,381	2,539
1株当たり当期純利益	(円)	15.41	12.90	57.19	6.52
総資産	(百万円)	743,333	755,212	784,322	741,614
純資産	(百万円)	460,055	453,050	467,488	465,692
1株当たり純資産	(円)	1,163.17	1,152.47	1,195.09	1,189.52
自己資本比率	(%)	61.68	59.77	59.36	62.52

(注記) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数 (自己株式を控除した株式数) により算出しております。



(6) 重要な子会社等の状況 (2018年3月31日現在)

①子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	本店所在地	事業内容
(株)三越伊勢丹	10,000百万円	100.0	東京都新宿区	百貨店業
(株)札幌丸井三越	100百万円	100.0	北海道札幌市中央区	百貨店業
(株)函館丸井今井	50百万円	100.0	北海道函館市	百貨店業
(株)仙台三越	50百万円	100.0	宮城県仙台市青葉区	百貨店業
(株)新潟三越伊勢丹	100百万円	100.0	新潟県新潟市中央区	百貨店業
(株)静岡伊勢丹	100百万円	100.0	静岡県静岡市葵区	百貨店業
(株)名古屋三越	50百万円	100.0	愛知県名古屋市中区	百貨店業
(株)広島三越	50百万円	100.0	広島県広島市中区	百貨店業
(株)高松三越	50百万円	100.0	香川県高松市	百貨店業
(株)松山三越	50百万円	100.0	愛媛県松山市	百貨店業
(株)岩田屋三越	100百万円	100.0	福岡県福岡市中央区	百貨店業
伊勢丹 (中国) 投資有限公司	60,371千米ドル	100.0	中華人民共和国 上海市	百貨店業
上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司	5,000千米ドル	80.0	中華人民共和国 上海市	百貨店業
天津伊勢丹有限公司	2,100千米ドル	100.0	中華人民共和国 天津市	百貨店業
天津滨海新区伊勢丹百貨有限公司	12,000千米ドル	100.0	中華人民共和国 天津市	百貨店業
成都伊勢丹百貨有限公司	14,990千米ドル	100.0	中華人民共和国 四川省成都市	百貨店業
イセタン (シンガポール) Ltd.	20,625千シンガポールドル	52.7	シンガポール シンガポール市	百貨店業
イセタン (タイランド) Co., Ltd.	290,000千バーツ	49.0	タイ バンコク市	百貨店業
イセタンオブジャパンSdn. Bhd.	20,000千マレーシアリング	100.0	マレーシア クアラルンプール市	百貨店業
アイシージェイ デパートメントストア (マレーシア) Sdn.Bhd.	60,000千マレーシアリング	51.0	マレーシア クアラルンプール市	百貨店業
米国三越 INC.	25,000千米ドル	100.0	アメリカ合衆国 フロリダ州	百貨店業
イタリア三越S.p.A.	5,118千ユーロ	100.0	イタリア ローマ市	百貨店業
(株)エムアイカード	1,100百万円	100.0	東京都新宿区	クレジット・金融・友の会業
(株)三越伊勢丹フードサービス	100百万円	100.0	東京都新宿区	小売・専門店業

(注記) 当社の出資比率は、(株)三越伊勢丹、(株)札幌丸井三越、(株)函館丸井今井、(株)仙台三越、(株)新潟三越伊勢丹、(株)静岡伊勢丹、(株)名古屋三越、(株)広島三越、(株)高松三越、(株)松山三越、(株)岩田屋三越および(株)エムアイカードは直接保有、その他は間接保有であります。

②持分法適用関連会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	本店所在地	事業内容
(株)ジェイアール西日本伊勢丹	100百万円	40.0	京都府京都市下京区	百貨店業
新光三越百貨股份有限公司	12,459百万台湾ドル	43.4	台湾 台北市	百貨店業

(注記) 当社の出資比率は、(株)ジェイアール西日本伊勢丹は直接保有、新光三越百貨股份有限公司は間接保有であります。

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

トピックス

③特定完全子会社の状況

名称	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社三越伊勢丹	東京都新宿区新宿三丁目14番1号	430,854百万円	741,614百万円

(7) 主要な事業内容 (2018年3月31日現在)

当企業集団は、百貨店業、クレジット・金融・友の会業、小売・専門店業、不動産業およびその他の5事業を行っております。

(8) 主要な営業所および事業所 (2018年3月31日現在)

①百貨店業<国内>

名称	所在地	
(株)三越伊勢丹	三越日本橋本店	東京都中央区日本橋室町一丁目4番1号
	三越銀座店	東京都中央区銀座四丁目6番16号
	伊勢丹新宿本店	東京都新宿区新宿三丁目14番1号
	伊勢丹立川店	東京都立川市曙町二丁目5番1号
	伊勢丹浦和店	埼玉県さいたま市浦和区高砂一丁目15番1号
	伊勢丹相模原店	神奈川県相模原市南区相模大野四丁目4番3号
	伊勢丹府中店	東京都府中市宮町一丁目41番2号
(株)札幌丸井三越	丸井今井札幌本店	北海道札幌市中央区南一条西二丁目11番地
	札幌三越店	北海道札幌市中央区南一条西三丁目8番地
(株)函館丸井今井	北海道函館市本町32番15号	
(株)仙台三越	宮城県仙台市青葉区一番町四丁目8番15号	
(株)新潟三越伊勢丹	新潟三越店	新潟県新潟市中央区西堀通五番町866番地
	新潟伊勢丹店	新潟県新潟市中央区八千代一丁目6番1号
(株)静岡伊勢丹	静岡県静岡市葵区呉服町一丁目7番地	
(株)名古屋三越	栄店	愛知県名古屋市中区栄三丁目5番1号
	星ヶ丘店	愛知県名古屋市中区千種区星ヶ丘元町14番14号
(株)広島三越	広島県広島市中区胡町5番1号	
(株)高松三越	香川県高松市内町7番1号	
(株)松山三越	愛媛県松山市一番町三丁目1番地1	
(株)岩田屋三越	岩田屋本店	福岡県福岡市中央区天神二丁目5番35号
	岩田屋久留米店	福岡県久留米市天神町一丁目1番地
	福岡三越店	福岡県福岡市中央区天神二丁目1番1号
(株)ジェイアール西日本伊勢丹	ジェイアール京都伊勢丹	京都府京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町901番地



<海外>

名称	所在地
上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司	中華人民共和国 上海市
天津伊勢丹有限公司	中華人民共和国 天津市
成都伊勢丹百貨有限公司	中華人民共和国 四川省成都市
天津濱海新区伊勢丹百貨有限公司	中華人民共和国 天津市
イセタン (シンガポール) Ltd.	シンガポール シンガポール市
イセタン (タイランド) Co., Ltd.	タイ バンコク市
イセタンオブジャパン Sdn. Bhd.	マレーシア クアラルンプール市
アイシージェイ デパートメントストア (マレーシア) Sdn.Bhd.	マレーシア クアラルンプール市
米国三越 INC.	アメリカ合衆国 フロリダ州
イタリア三越S.p.A.	イタリア ローマ市
新光三越百貨股份有限公司	台湾 台北市

②クレジット・金融・友の会業

名称	所在地
(株)エムアイカード	東京都新宿区新宿五丁目17番18号
(株)エムアイ友の会	東京都新宿区歌舞伎町二丁目44番1号

③小売・専門店業

名称	所在地
(株)三越伊勢丹フードサービス	東京都新宿区西落合二丁目18番20号

④不動産業

名称	所在地
(株)三越伊勢丹不動産	東京都新宿区新宿六丁目27番30号

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

トピ
ックス

(9) 従業員の状況 (2018年3月31日現在)

当社および子会社からなる企業集団の従業員の状況

	従業員数 (名)	前期末比較増減
百貨店業	9,391	103名減
クレジット・金融・友の会業	705	49名減
小売・専門店業	586	5名増
不動産業	464	43名増
その他	3,123	1,991名増
合計	14,269	1,887名増

(注記) 臨時雇用者、アルバイトは含んでおりません。

(10) 主要な借入先および借入額 (2018年3月31日現在)

当社および子会社からなる企業集団の主要な借入先

借入先名	借入額 (百万円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	13,900
株式会社三井住友銀行	13,900
三菱UFJ信託銀行株式会社	6,000
三井住友信託銀行株式会社	6,000
シンジケートローン	45,000

(注記) 株式会社三菱東京UFJ銀行は2018年4月1日をもって株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。



2 会社の株式に関する事項 (2018年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 1,500,000,000株
- (2) 発行済株式の総数
 当事業年度末 395,482,554株
 前期末比較増減 250,500株増

(注記) うち自己株式数は、5,693,442株であります。

- (3) 株主数
 当事業年度末 227,473名
 前期末比較増減 9,342名増

(4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	33,240,000	8.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	21,796,300	5.59
公益財団法人三越厚生事業団	13,667,832	3.51
三越伊勢丹グループ取引先持株会	7,722,278	1.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	7,035,300	1.80
清水建設株式会社	6,200,000	1.59
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	5,896,400	1.51
明治安田生命保険相互会社	5,697,279	1.46
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,342,995	1.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	5,327,900	1.37

(注記) 1.持株比率は自己株式 (5,693,442株) を控除して計算しております。

2.株式会社三菱東京UFJ銀行は2018年4月1日をもって株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

3 会社役員に関する事項（2018年3月31日現在）

(1) 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役 会長	赤 松 憲	(株)三越伊勢丹代表取締役会長 新光三越百貨股份有限公司副董事長 日本百貨店協会会長
代表取締役 社長執行役員	杉 江 俊 彦	(株)三越伊勢丹代表取締役社長執行役員
取締役	竹 内 徹	(株)三越伊勢丹取締役専務執行役員百貨店事業本部長兼商品統括部長
取締役 常務執行役員	和 田 秀 治	業務本部長兼(株)三越伊勢丹取締役常務執行役員業務本部長
取締役 常務執行役員	白 井 俊 徳	経営戦略本部長兼(株)三越伊勢丹取締役 三井物産(株)顧問
社外取締役	槍 田 松 瑩	公益社団法人ベトナム協会会長 (株)野村総合研究所社外取締役 東京電力ホールディングス(株)社外取締役
社外取締役	井 田 義 則	いすゞ自動車(株)特別相談役
社外取締役	永 易 克 典	(株)三菱東京UFJ銀行相談役 新日鐵住金(株)社外監査役 三菱自動車工業(株)社外監査役 キリンホールディングス(株)社外取締役 三菱電機(株)社外取締役
常勤監査役	竹 田 秀 成	(株)エムアイカード監査役
常勤監査役	瀧 野 良 夫	(株)ジェイアール西日本伊勢丹監査役
社外監査役	宮 田 孝 一	(株)三井住友フィナンシャルグループ取締役会長 (株)三井住友銀行取締役会長 ソニー(株)社外取締役 三井生命保険(株)社外取締役
社外監査役	藤 原 宏 高	弁護士法人ひかり総合法律事務所代表弁護士
社外監査役	平 田 竹 男	早稲田大学大学院スポーツ科学研究科教授 楽天(株)社外監査役 内閣官房参与 日本スポーツ産業学会会長

- (注記) 1.杉江俊彦氏は、2018年4月1日付で、(株)三越伊勢丹ホールディングス代表取締役社長執行役員兼(株)三越伊勢丹代表取締役社長執行役員から(株)三越伊勢丹ホールディングス代表取締役社長執行役員（CEO）兼CDTO兼(株)三越伊勢丹代表取締役社長執行役員に担当が変更になっております。
- 2.竹内徹氏は、2018年4月1日付で、(株)三越伊勢丹ホールディングス取締役兼(株)三越伊勢丹取締役専務執行役員百貨店事業本部長兼商品統括部長から(株)三越伊勢丹ホールディングス取締役兼(株)三越伊勢丹取締役専務執行役員百貨店事業本部長に担当が変更になっております。
- 3.和田秀治氏は、2018年4月1日付で、(株)三越伊勢丹ホールディングス取締役常務執行役員業務本部長兼(株)三越伊勢丹取締役常務執行役員業務本部長から、(株)三越伊勢丹ホールディングス取締役常務執行役員CACO兼(株)三越伊勢丹取締役に地位、担当が変更になっております。
- 4.白井俊徳氏は、2018年4月1日付で、(株)三越伊勢丹ホールディングス取締役常務執行役員経営戦略本部長兼(株)三越伊勢丹取締役から、(株)三越伊勢丹ホールディングス取締役常務執行役員CSRO兼(株)三越伊勢丹取締役に担当が変更になっております。
- 5.永易克典氏は、2018年4月1日付で、(株)三菱東京UFJ銀行相談役から(株)三菱UFJ銀行特別顧問に地位が変更になっております。
- 6.(株)三菱東京UFJ銀行は2018年4月1日をもって(株)三菱UFJ銀行に商号変更しております。
- 7.竹田秀成氏は、金融機関において支店長、法人営業部長等を務めるなど、法人との融資取引経験を通じ、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。



- 8.当社は社外取締役の檜田松瑩氏、井田義則氏と社外監査役の藤原宏高氏、平田竹男氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し両取引所に届け出ております。
- 9.当社の子会社である㈱三越伊勢丹は2018年1月12日、公正取引委員会より、東日本旅客鉄道㈱において使用する制服の取引に関し、競争事業者との間で行った受注に向けた情報交換や価格の調整が独占禁止法に定める「不当な取引制限」に該当するものとして排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。日頃より、檜田松瑩氏、井田義則氏、永易克典氏は取締役会において、宮田孝一氏、藤原宏高氏、平田竹男氏は監査役会および取締役会において法令遵守の観点から様々な提言を行っており、本事態の判明後においても、当社取締役会の審議を通じて、当社および同子会社を含む当社グループにおける再発防止策の策定と、全従業員への本事態の周知ならびに教育の強化に尽力いたしております。

(2) 当事業年度中の取締役および監査役の異動

① 新任<2017年6月21日付>

代表取締役会長	赤松 憲
取締役	竹内 徹
取締役常務執行役員	白井俊徳
社外監査役	平田竹男

② 退任<2017年6月21日付>

代表取締役会長	石塚邦雄
取締役	松尾琢哉
取締役	大西 洋

③ 地位等の異動

2017年4月1日付で以下の地位の異動がありました。

- ・代表取締役社長執行役員 杉江俊彦（取締役専務執行役員）
- ・取締役 大西 洋（代表取締役社長執行役員）
- ・取締役 松尾琢哉（取締役専務執行役員）

(注記) () 内は異動前の地位

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役檜田松瑩氏、井田義則氏、永易克典氏、常勤監査役竹田秀成氏、瀧野良夫氏、および社外監査役宮田孝一氏、藤原宏高氏、平田竹男氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	定額報酬		役員賞与		ストックオプション	
	支給人員 (名)	支給額 (百万円)	支給人員 (名)	支給額 (百万円)	支給人員 (名)	支給額 (百万円)
取締役	11	192	—	—	5	75
(うち社外)	(3)	(32)	(—)	(—)	(—)	(—)
監査役	5	70	—	—	—	—
(うち社外)	(3)	(26)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計	16	262	—	—	5	75
	(6)	(58)	(—)	(—)	(—)	(—)

- (注記) 1.取締役のうち執行役員を兼務する者の執行役員部分の報酬等はございません。
2.上記には2017年6月21日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名が含まれております。
3.当社の役員賞与は、同頁「会社員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針」にあるとおり、業績に連動する算定方法を導入しておりますが、当期につきましてはその算定結果に関わらず、業績についての経営責任を明確にするために、取締役賞与は支給しないものといたします。
4.ストックオプションにつきましては、2009年6月29日開催の第1回定時株主総会の決議に基づき、2017年9月28日開催の取締役会決議で同年10月13日に付与され権利が確定した新株予約権の公正な評価額の総計でございます。

(5) 会社員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

①取締役の報酬を決定するに当たっての方針

当社は以下の4点を基本方針としております。

1. 株主と役員の間での利害一致の促進
2. 業績や株主価値の向上に向けたインセンティブ効果の拡大（社外取締役は含まず）
3. 目標達成時には競合企業との比較において遜色のない水準の提供（社外取締役は含まず）
4. 評価方法や報酬決定方法の客観性と透明性の確保

具体的な報酬体系は、

- ・ 毎月定額で支払われる「基本報酬」（月額報酬枠を、取締役全体で2,300万円としております。）
- ・ 短期的なインセンティブとして年に一度業績に連動して支払われる「賞与」（社外取締役は含まず）
（月額報酬の6か月分を基準額とし、支給額は各取締役の目標達成度により0%から200%まで変動いたします。）
- ・ 中長期インセンティブとして企業価値に連動する「ストックオプション」（社外取締役は含まず）
（ストックオプションとして、1年間で年間基本報酬額の50%相当の新株予約権を付与いたします。）



の3つで構成されております。

なお、監査役の報酬は、月額定額で支払われる「基本報酬」のみといたしております。

②上記方針に係る手続き

当社は上記の方針に沿って、取締役の報酬を社外取締役が委員長を務める指名報酬委員会（社外取締役3名、代表取締役2名の計5名で構成）にて審議し、取締役会に答申しております。

(6) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社の関係

重要な兼職先である法人等と当社の関係	
取締役 槍田 松瑩	当社子会社は、三井物産(株)との間に商品等の販売に関する取引がありますが、前事業年度における取引額は当社連結売上高の1%未満であります。 当社グループは、(株)野村総合研究所、公益社団法人ベトナム協会、東京電力ホールディングス(株)との間に特別の関係はありません。
取締役 井田 義則	当社グループは、いすゞ自動車(株)との間に特別の関係はありません。
取締役 永易 克典	(株)三菱東京UFJ銀行は、当社の大株主であります。 当社および当社グループは、(株)三菱東京UFJ銀行との間に借入金等の取引関係があります。その借入額は当社の直近の連結総資産の2%未満であります。 また、当社グループは、新日鐵住金(株)、三菱自動車工業(株)、キリンホールディングス(株)、三菱電機(株)との間に特別の関係はありません。
監査役 宮田 孝一	当社および当社グループは、(株)三井住友フィナンシャルグループの子会社である(株)三井住友銀行との間に借入金等の取引関係があります。その借入額は当社の直近の連結総資産の2%未満であります。 また、三井生命保険(株)との間に保険契約等の取引関係がありますが、一般株主との利益相反となるような特別の関係はありません。 当社グループは、ソニー(株)との間に特別の関係はありません。
監査役 藤原 宏高	当社グループは、弁護士法人ひかり総合法律事務所との間に特別の関係はありません。
監査役 平田 竹男	当社グループは、早稲田大学、楽天(株)、日本スポーツ産業学会との間に特別の関係はありません。

(注記) (株)三菱東京UFJ銀行は2018年4月1日をもって(株)三菱UFJ銀行に商号変更しております。

②当事業年度における主な活動

区分	氏名	主な活動状況
取締役	槍田 松瑩	当事業年度中に開催の取締役会15回のうちすべてに出席し、経営全般にわたり客観的な立場から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。また、任意の諮問委員会である指名報酬委員会の委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役	井田 義則	当事業年度中に開催の取締役会15回のうちすべてに出席し、産業界の動向に関する幅広い知見から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。また、任意の諮問委員会である指名報酬委員会の委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役	永易 克典	当事業年度中に開催の取締役会15回のうち12回に出席し、実業界における幅広い経営執行の経験から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。また、任意の諮問委員会である指名報酬委員会の委員長を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
監査役	宮田 孝一	当事業年度中に開催の監査役会14回のうちすべてに、また取締役会15回のうちすべてに出席し、金融業界における幅広い経験を踏まえ、議案・審議等に対して意見を述べる等、監査役として必要な発言を行っております。
監査役	藤原 宏高	当事業年度中に開催の監査役会14回のうちすべてに、また取締役会15回のうちすべてに出席し、主に法律の専門家の見地から、議案・審議等に対して意見を述べる等、監査役として必要な発言を行っております。
監査役	平田 竹男	2017年6月21日の就任以降、当事業年度中に開催の監査役会10回のうち8回に、また取締役会12回のうち10回に出席し、これまでの豊富な職歴による経験から、議案・審議等に対して意見を述べる等、監査役として必要な発言を行っております。

なお、取締役会の実効性向上の一環として、社外取締役と監査役会（常勤監査役および社外監査役）との意見交換会ならびに社外役員（社外取締役・社外監査役）と社内取締役との意見交換会を年1回ずつ開催し、当社グループの経営課題への認識や目指すべき方向性等について幅広く意見交換を行い、社外役員の当社についての理解促進や役員間でのコミュニケーション向上に役立てました。



4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	115百万円
②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	1百万円
合計	116百万円
③当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	261百万円

- (注記) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的に区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 非監査業務の内容
当社は会計監査人に対して、非監査業務として、社債発行業務のコンフォートレター作成業務を委託し、その対価を支払っております。
4. 当社の重要な子会社のうち、イセタン（シンガポール）Ltd.、イセタン（タイランド）Co., Ltd.およびイセタンオブジャパン Sdn. Bhd.は当社の会計監査人以外の監査法人（プライスウォーターハウスクーパース）に計算関係書類の法定監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

5 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

内部統制システムの基本方針

1. コンプライアンス体制

「当該株式会社の取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」（会社法施行規則第100条第1項第4号）

- (1) 取締役会を「取締役会規程」に則り月1回定期開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令定款違反行為を未然に防止する。
- (2) 業務本部および株式会社三越伊勢丹百貨店事業本部にコンプライアンスに関する所管部署・担当を設置し、内部統制・法令遵守体制の維持・向上を図る。
- (3) 取締役会の意思決定の適法性、効率性および妥当性を高めるため、取締役のうち複数名を社外取締役とする。
- (4) 内部監査部門として、独立した専門部署を設置する。内部監査は「内部監査規程」に基づき、内部監査部門と各部門が連携しながら実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査する。
- (5) 当社は、当社および当社グループにおいて不正行為等があった場合に、その事実を速やかに認識し、自浄的に改善するため、従業員等からの内部通報窓口として、「三越伊勢丹グループホットライン」を設置する。

2. リスクマネジメント体制

「当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」（会社法施行規則第100条第1項第2号）

- (1) 事業運営上発生するリスクの特定と評価・分析を行い、その評価・分析にもとづき、優先的に対応すべきリスクを選定し、リスク発現を未然に防止する。

- (2) リスク発生の際の対策本部設置、情報管理など迅速に対応できる社内横断的な管理体制の整備を行い、損害の拡大、二次被害の防止、再発の防止を図る。
- (3) リスクの認識・評価・対応の観点から、関連諸規程を策定し、周知・徹底させる。
- (4) 内部監査部門の監査により、当社のリスクの早期発見、解決を図る。
- (5) 反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求などを一切拒絶し、その被害を防止する。

3. 財務報告に係る内部統制体制

「財務報告の適正性を確保するための体制」

- (1) 適正な財務報告を確保するための全社的な方針や手続きを示すとともに、適切に整備および運用する。
- (2) 財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクへの適切な評価および対応を行う。
- (3) 財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクを低減するための体制を適切に整備および運用する。
- (4) 真実かつ公正な情報が識別、把握および処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みを整備しかつ運用する。
- (5) 財務報告に関するモニタリングの体制を整備し、適切に運用する。
- (6) モニタリングによって把握された内部統制上の問題（不備）が、適時・適切に報告されるための体制を整備する。
- (7) 財務報告に係る内部統制に関するITに対し、適切な対応を行う。



4. 情報保存管理体制

「当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」（会社法施行規則第100条第1項第1号）

- (1) 取締役の職務の執行に関する以下の文書について、「文書管理規程」に基づき所定期間関連資料と共に記録・保管・管理する
 - a.株主総会議事録
 - b.取締役会議事録
 - c.コーポレート経営会議議事録
 - d.計算書類
 - e.官公庁その他公的機関、金融商品取引所に提出した書類の写し
 - f.その他取締役会が決定する書類
- (2) 会社法・金融商品取引法等の法令によって秘密として管理すべき経営情報、営業秘密および顧客等の個人情報について、保護・管理体制および方法等につき「情報管理規程」等の規程類を整備し、関係する取締役および従業員がこれを遵守することにより、安全管理を行う。

5. 効率的職務執行体制

「当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」（会社法施行規則第100条第1項第3号）

- (1) 取締役の職務執行の分掌を定め、必要に応じて見直しを図る。
- (2) 取締役会は月1回の定時開催の他必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、遅滞なく重要案件を審議する体制を確保する。また、事前にコーポレート経営会議において議論を行い、この議論を経て取締役会による執行決定を行う。
- (3) 執行役員制度を採用し、執行役員としての業務執行責任を明確にすることにより、業務執行の効率化を図る。
- (4) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「グループ意思決定手続規程」、「組織役割規程」、「捺印権限規程」においてそれぞれ職務および、その責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

6. グループ会社管理体制

「当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」（会社法施行規則第100条第1項第5号）

当社グループ各社は、三越伊勢丹グループ企業理念を基礎として諸規程を定めるものとする。

- a. 「当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社の報告に関する体制」（会社法施行規則第100条第1項第5号イ）
経営管理については統合会計システムの導入、対象範囲拡大による一元管理を目指すとともに、決裁、報告制度による管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行う。また「グループ会社管理規程」に基づき、当社グループ会社における重要案件に関する当社への報告および協議ルールを定め、当社グループ全体としてのリスクマネジメントおよび効率性を追求する。
- b. 「当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」（会社法施行規則第100条第1項第5号ロ）
 - (1) 当社グループにおけるリスクマネジメントに関し、「リスクマネジメント基本規程」において必要な事項を定め、リスクマネジメント部門として、当社に独立した専門部署を設置する。リスクマネジメント部門は、グループ各社と連携しながら、リスクマネジメントを実施する。
 - (2) 当社グループ全体の統合的なリスクマネジメントの実現を図るために、当社コーポレート経営会議の諮問機関として、当社代表取締役社長を委員長とし、委員長が指名する構成委員をメンバーとするコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置する。
- c. 「当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制」（会社法施行規則第100条第1項第5号ハ）
 - (1) 当社グループ会社における自主性を尊重しつつ、その経営管理および助言・指導を行うとともに、必要に応じて当該グループ会社に取締役、監査役を派遣して経営を把握し、業務の適正化を推進する。

- (2) 当社グループ会社は、その経営に多大な影響を及ぼすと判断する重要な事項については、当社コーポレート経営会議または当社取締役会の承認を受ける。
- d. 「当該株式会社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」(会社法施行規則第100条第1項第5号ニ)
- (1) 内部監査部門による当社グループ会社の内部監査を実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査する。
- (2) コンプライアンス・ガイドブック等を作成し、当社グループ全体に周知・徹底させるとともに、適宜、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。
- (3) 当社グループ全体を対象とする内部通報窓口として、「三越伊勢丹グループホットライン」を設置し、当社グループ従業員等からの通報に対して、コンプライアンスの視点から、是正措置・再発防止策の策定と実施を行う。

7. 監査役スタッフに関する事項

「当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項」(会社法施行規則第100条第3項第1号、2号、3号)

- (1) 監査役職務補助のため、監査役と協議の上、監査役スタッフを置くことができる。監査役は、監査役スタッフに対し監査業務に必要な事項を指示することができる。
- (2) 監査役スタッフは業務執行組織から独立し、専属として監査役の指揮命令に従いその職務を行う。監査役スタッフの人事異動、評価、懲戒等その処遇については監査役の同意を必要とする。

8. 監査役への報告に関する体制

- a. 「当該監査役設置会社の取締役及び使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制」(会社法施行規則第100条第3項第4号イ)
- (1) 当社は、取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項を監査役会と協議の上「監査役監査基準」に定め、取締役及び使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について遅滞なく監査役に報告する。なお、監査役は前記に関わらず、必要に応じていつでも取締役、使用人に対し報告を求めることができる。
- (2) 当社グループ全体を対象とする内部通報制度である三越伊勢丹グループホットラインの導入とその適切な運用の維持により、法令違反、その他のコンプライアンス上の問題について、監査役会との連携を図り、適切な報告体制を確保するものとする。
- b. 「当該監査役設置会社の子会社の取締役、監査役および使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制」(会社法施行規則第100条第3項第4号ロ)
- 内部監査部門は、内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、監査役と情報交換および連携を図る。
- c. 「1・2の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」(会社法施行規則第100条第3項第5号)
- 監査役への報告を行った従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。



9. 監査費用の処理方針

「当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項」（会社法施行規則第100条第3項第6号）

監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用又は債務を処理する。

10. 監査役監査の実効性確保に関する体制

「その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」（会社法施行規則第100条第3項第7号）

- (1) 「監査役監査基準」に基づき、監査役は定期的に代表取締役、監査法人とそれぞれ意見交換会を開催する。
- (2) 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および職務の執行状況を把握するため、取締役と協議のうえ、重要な会議に出席することができる。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

◆コンプライアンスに関する取り組みの状況

- ・当期は取締役会を15回実施し、重要事項の審議・決議、業務執行に関する報告を実施いたしました。
- ・法令遵守体制の維持・向上のために、新入社員研修、管理職等の昇格時研修、新任研修、職務・階層に応じたコンプライアンス研修、またe-ラーニングによる研修などを実施いたしました。
- ・内部監査部門は、金額的および質的な重要性から選定されたグループ会社を対象に、金融商品取引法に基づく内部統制評価を実施することで財務報告の適正性確保を図るとともに、業務の有効性・妥当性の監査を行い、評価と改善提案をいたしました。
- ・公益通報者保護法に基づく「三越伊勢丹グループホットライン」を設置し、社内の専門部署および社外の弁護士事務所が通報を受ける体制を整備しております。

- ・独占禁止法に基づく公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令について、当社グループの事業会社である株式会社三越伊勢丹は2018年1月12日に、公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。

これらの命令を受けて、事業会社である株式会社三越伊勢丹は従業員教育を実施し、再発防止に向けた取り組みを行っております。

また当社グループは改めて公正な取引を推進するにあたり、新たに同業他社・競争事業者との接触ルールを策定し、公正取引に関する指針に不当な取引制限の禁止を定めるなど、公正取引の強化徹底に努めております。

◆リスクマネジメントに関する取り組みの状況

- ・当社経営会議の諮問機関であるコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を2回実施し、当社グループの重要なリスクについて情報共有・意見交換をいたしました。

- ・当社は大規模災害、パンデミック等を想定した「事業継続計画（BCP）」を策定しております。計画の実効性を高めるための訓練を定期的を実施し、継続的なレベルアップの実現に努めております。
- ・個人情報保護法の改正を受け、個人情報取扱規程、特定個人情報取扱規程およびプライバシーポリシーを改定整備いたしました。
- ・情報管理体制の更なる強化向上を目的に、情報管理規程を改定し、秘密情報の定義を見直したほか、秘密情報の指定から廃棄に至る一連の取扱いに関する詳細な手順を附則として新たに追記いたしました。また、従来より公表しておりましたIRポリシーを社内の重要規程として位置づけました。

◆グループ会社管理に関する取り組みの状況

- ・「グループ会社管理規程」に定める当社への報告および協議ルールに基づき、グループ全社の業務の適正性を確保しております。

- ・グループ会社の新任役員を対象に、会社法に関する理解を深めるためのコンプライアンス研修を定期的実施しております。
- ・グループ会社の経営の独立性を尊重しつつ、業務の適正性の推進のために必要に応じてグループ会社に取り締役・監査役を派遣し、経営の把握に努めております。

◆監査役の職務執行に関する状況

- ・監査役は、取締役会のほか、経営会議、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会等の重要な会議に出席するほか、取締役および使用人等から定期的に報告を受けること等により、職務の執行状況および内部統制の整備・運用状況を確認しております。
- ・また監査役は、会計監査人から当期の監査結果について報告を受け、監査状況の確認をしておりますほか、内部監査部門と連携して適宜情報交換・意見交換を行うなど、監査の実効性の改善に努めております。

6 コーポレートガバナンスに関する取り組み

《基本的な考え方》

当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な価値向上に資することを目的として、コーポレートガバナンスに関する取り組みを推進いたしております。

当社グループは、お客さま・従業員・株主・お取引先・地域社会といったステークホルダーと良好な関係を構築するとともに、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人等、法律上の機能制度を整備・強化し、コーポレートガバナンス改革を推進しております。また、企業の社会的責任を果たすという観点から、企業活動の透明性を高めるとともに、コンプライアンス経営に徹底し、当社グループに関わるすべてのステークホルダーの皆様に対し提供すべき様々な価値の創造に努め、様々なステークホルダーの皆様から信頼される企業グループを目指し、経営の意思決定の迅速化、経営監督機能の強化、内部統制システムの充実などに継続的に取り組んでおります。



《取締役・監査役候補者の指名・選任の方針およびその手続き》

◆指名・選任を行うにあたっての方針

取締役・監査役候補者の指名・選任にあたっては、法令上の適格性を満たしていることに加え、広い見識、高い倫理観と豊かな経験を有していることを考慮しております。

◆上記方針にかかる手続き

社外取締役が委員長を務める指名報酬委員会において、取締役・監査役の候補者の審議を行い、取締役会に答申しております。

《取締役会の役割・責務、構成》

◆取締役会の役割・責務

当社取締役会は、株主に対する受託責任・説明責任を踏まえ、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上、収益力・資本効率などの改善を図るため、中長期計画の策定・実行、内部統制システムやリスク管理体制の整備等に取り組んでおります。

また、コーポレートガバナンスの一層の充実を図るため、取締役会の諮問機関として、社外取締役が委員長を務める指名報酬委員会を設置し、高い実効性をもって適切に取締役および経営陣を監督しております。

◆取締役会の構成

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するためには、取締役会が、業務執行の監督はもとより、経営の意思決定そのものに対する妥当性までの監督・助言を行うことが必要であり、そのためには、多様性を備えた複数の社外取締役が必要だと考えます。2018年3月31日現在の当社の取締役は8名であり、うち3名が社外取締役となっており、経験や専門分野の異なった多様な人材により構成いたしております。

《指名報酬委員会》

当社は、監査役会設置会社の形態を採りながら、社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会を設け、経営トップをはじめとする全役員の指名と報酬に関する審議を行っております。サクセッションプランにつきましても、経営トップの在任任期や後継者について毎年具体的に確認・共有しており、社外取締役の判断による経営トップの交代を可能にする環境を整えております。委員会の構成は社外取締役3名、代表取締役2名で、委員長は社外取締役が務めております。なお、本総会において久保山路子氏の取締役選任が承認された場合、委員会の構成は社外取締役4名、代表取締役1名に変更する予定です。この指名報酬委員会は会社設立からの10年間で110回以上開催しており、当社のコーポレートガバナンスの要として取締役会の透明性・公正性の確保に大きく貢献しています。

《独立役員を指定するにあたっての独立性に関する判断基準の概要》

当社は社外取締役および社外監査役を独立役員として指定するにあたって、独立性を判断するため、「三越伊勢丹ホールディングス社外役員の独立性に関する基準」を独自に定めております。以下のいずれにも該当しない社外役員を独立役員として指定いたします。

- ① 当社グループの業務執行者
- ② 当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行取締役、執行役、支配人
- ③ 当社グループの主要な取引先またはその業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人である者
- ④ 当社グループと取引のある金融機関の業務執行者
- ⑤ 当社グループから役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等
- ⑥ 当社の発行済総株式数の5%以上の株式を保有している株主またはその業務執行者
- ⑦ 過去3年間において上記①から⑤に該当していた者
- ⑧ 上記①から⑤の配偶者または二親等以内の親族

なお、②③の「主要な取引先」とは「当社と当該取引先の連結ベースの年間取引額が、過去3年間において1度でも両者いずれかの連結ベースの年間総取引額の1%を超える取引があった取引先」を、⑤の「一定額」とは「過去3年間のいずれかの年度において1千万円以上」を意味します。

ただし、社外役員候補者につきましては、独立性のみではなく、会社法の社外役員としての要件ならびに、以下の指名方針に従いまして招聘いたしております。

＜社外取締役＞

- ・社外取締役については、客観的且つ専門的な視点を持つ方からの幅広い意見を取り入れ、バランスのある経営を行うため、多様性を重視し、異なる分野・業界から人材を選任します。
- ・その上で、社外取締役には業務執行の監督を行うことはもとより、経営の意思決定そのものに対する妥当性までを監督、助言いただきたいと考えているため、実業界で執行の経験を十分に積んだ方を中心に招聘します。

＜社外監査役＞

- ・社外監査役については、中立的且つ客観的な観点から監査を行うため、異なる分野・業界から人材を選任します。



- ・その上で、社外監査役には特に経営の意思決定のプロセスや内容が、法的・会計的な側面から問題がないかどうかまで監査していただきたいと考えているため、その分野に関する豊富な知識、経験を有する方を中心に招聘します。

《取締役会実効性の分析・評価》

当社は、2017年度に2回目となる取締役会の実効性分析・評価を行いました。実施方法は昨年度に引き続き自己評価とし、取締役会の場で取締役会の構成や運営面にとどまらず、機関設計や指名・報酬などの幅広い視点から、その実効性に関して討議を行いました。この結果、当社取締役会は実効性が適切に確保されており、更に2017年度に付議事項の整理や議題の計画化等の改善を進めたことにより、大局的な議論に今まで以上に集中することができ、実効性の一層の向上に効果があったことを確認いたしました。

そのうえで、取締役会の更なる機能強化を目指し、以下の方向性を確認しました。

- ◆取締役会の構成については、多様性の確保の点でさらなる推進を図る。
- ◆タイムリーで効果的な議題設定等の改善をさらに徹底して実践する。
- ◆運営面での改善に留まらず、機関設計や役員選解任基準、役員報酬体系等、当社の企業統治体系のあるべき姿を多面的・抜本的に検討、改善を図る。

これらの取り組みを通じ、取締役会の機能のさらなる強化と、当社グループ全体のガバナンスの向上を図ってまいります。

《政策保有株式に関する方針》

◆当社の政策保有株式に関する方針

当社は、実効的なコーポレートガバナンスを実現し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、商品供給、資金調達等の取引の維持・強化の目的で、必要と判断する企業の株式を政策保有株式として保有する場合があります。なお保有する場合も、コーポレートガバナンスの実効性を意識して、随時保有の合理性を検証してまいります。

◆当社の政策保有株式の議決権行使基準

政策保有株式の議決権の行使については、当該会社の持続的な企業価値の向上に繋がるか否か、また当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否かなどを総合的に判断し、各議案について適切に議決権を行使してまいります。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の長期的な向上を図りつつ株主の皆様への利益還元を行っております。

配当につきましては、経営環境、業績、財務の健全性を総合的に勘案しながら、安定的な配当水準を維持することを基本姿勢としております。

なお、内部留保金につきましては、既存および新規の事業への投資を中心にこれを充当し、企業価値の向上を図ってまいります。

(注記) 本事業報告に記載する金額、株式数等については、表示桁未満の端数がある場合、これを切り捨ててあります。また、比率については、表示桁未満の端数がある場合、これを四捨五入してあります。

連結貸借対照表 (2018年3月31日現在)



(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	1,284,208
流動資産	282,163
現金及び預金	55,710
受取手形及び売掛金	134,082
有価証券	380
たな卸資産	51,890
繰延税金資産	16,439
その他	26,853
貸倒引当金	△3,194
固定資産	1,001,912
有形固定資産	744,624
建物及び構築物	174,148
土地	539,724
建設仮勘定	8,035
その他	22,715
無形固定資産	59,364
ソフトウェア	22,534
のれん	6,794
その他	30,035
投資その他の資産	197,923
投資有価証券	126,673
長期貸付金	332
差入保証金	59,288
退職給付に係る資産	3,476
繰延税金資産	1,866
その他	6,537
貸倒引当金	△250
繰延資産	132
社債発行費	132
合計	1,284,208

科目	金額
負債の部	696,116
流動負債	401,483
支払手形及び買掛金	113,119
1年内償還予定社債	10,000
短期借入金	30,672
未払法人税等	5,272
商品券	82,084
繰延税金負債	1
賞与引当金	12,466
ポイント引当金	9,686
商品券回収損引当金	29,258
その他	108,921
固定負債	294,632
社債	30,000
長期借入金	69,300
繰延税金負債	138,464
退職給付に係る負債	37,597
関係会社事業損失引当金	105
持分法適用に伴う負債	1,874
その他	17,292
純資産の部	588,091
株主資本	557,214
資本金	50,461
資本剰余金	322,807
利益剰余金	193,239
自己株式	△9,294
その他の包括利益累計額	19,182
その他有価証券評価差額金	10,094
繰延ヘッジ損益	39
為替換算調整勘定	9,858
退職給付に係る調整累計額	△810
新株予約権	2,028
非支配株主持分	9,666
合計	1,284,208

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

トピ
ックス

連結損益計算書

(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高	1,268,865	
売上原価	901,582	
売上総利益	367,282	
販売費及び一般管理費	342,869	
営業利益	24,413	
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	2,134	
持分法による投資利益	3,548	
未回収商品券受入益	5,550	
固定資産受贈益	2,182	
その他	1,435	14,851
営業外費用		
支払利息	839	
固定資産除却損	1,615	
商品券回収損引当金繰入額	5,500	
その他	3,984	11,939
経常利益	27,325	
特別利益		
固定資産売却益	85	
投資有価証券売却益	1,147	1,232
特別損失		
固定資産処分損	963	
減損損失	11,187	
店舗閉鎖損失	2,415	
のれん償却額	3,368	
関係会社整理損	1,049	
事業譲渡損	1,120	
事業構造改善費用	5,030	
その他	989	26,124
税金等調整前当期純利益	2,433	
法人税、住民税及び事業税	5,807	
法人税等調整額	△2,527	3,279
当期純損失		△845
非支配株主に帰属する当期純利益		114
親会社株主に帰属する当期純損失		△960

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結キャッシュ・フロー計算書の要旨<ご参考>

(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	72,972
投資活動によるキャッシュ・フロー	△26,981
財務活動によるキャッシュ・フロー	△52,753
現金及び現金同等物に係る換算差額	432
現金及び現金同等物の増減額	△6,329
現金及び現金同等物の期首残高	60,024
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額	275
現金及び現金同等物の期末残高	53,969

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)



(単位：百万円)

科目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	50,328	322,699	195,184	△9,286	558,925
当期変動額					
新株の発行	132	132	—	—	265
剰余金の配当	—	—	△4,675	—	△4,675
親会社株主に帰属する当期純損失	—	—	△960	—	△960
自己株式の取得	—	—	—	△8	△8
自己株式の処分	—	△0	—	0	0
連結及び持分法適用範囲の変更	—	—	3,690	—	3,690
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	△23	—	—	△23
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	132	108	△1,945	△7	△1,711
当期末残高	50,461	322,807	193,239	△9,294	557,214

(単位：百万円)

科目	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	5,989	0	5,697	△1,754	9,933	1,946	8,977	579,782
当期変動額								
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—	265
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△4,675
親会社株主に帰属する当期純損失	—	—	—	—	—	—	—	△960
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△8
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	0
連結及び持分法適用範囲の変更	—	—	—	—	—	—	—	3,690
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	—	—	—	—	—	—	△23
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,105	39	4,160	943	9,248	81	689	10,019
当期変動額合計	4,105	39	4,160	943	9,248	81	689	8,308
当期末残高	10,094	39	9,858	△810	19,182	2,028	9,666	588,091

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

トピックス

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2018年5月7日

株式会社 三越伊勢丹ホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 星野 正司 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 永澤 宏一 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 関口 依里 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三越伊勢丹ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表 (2018年3月31日現在)



(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	741,614
流動資産	185,380
現金及び預金	22,869
繰延税金資産	176
関係会社短期貸付金	156,680
未収還付法人税等	1,469
未収収益	6,957
その他	88
貸倒引当金	△2,862
固定資産	556,107
有形固定資産	1
器具及び備品	1
投資その他の資産	556,105
投資有価証券	660
関係会社株式	456,142
関係会社長期貸付金	99,300
その他	2
繰延資産	127
社債発行費	127
合計	741,614

科目	金額
負債の部	275,922
流動負債	173,728
1年内償還予定の社債	10,000
短期借入金	26,700
関係会社短期借入金	135,093
未払金	100
未払費用	1,544
賞与引当金	134
その他	155
固定負債	102,194
社債	30,000
長期借入金	69,300
関係会社事業損失引当金	1,020
債務保証損失引当金	1,874
純資産の部	465,692
株主資本	463,663
資本金	50,461
資本剰余金	397,470
資本準備金	18,809
その他資本剰余金	378,661
利益剰余金	25,029
その他利益剰余金	25,029
繰越利益剰余金	25,029
自己株式	△9,297
新株予約権	2,028
合計	741,614

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

トピックス

損益計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		
受取配当金	8,121	
経営指導料	6,553	
役務収益	897	15,572
販売費及び一般管理費		7,226
営業利益		8,345
営業外収益		
受取利息	1,512	
その他	22	1,534
営業外費用		
支払利息	1,299	
その他	1,526	2,825
経常利益		7,054
特別損失		
関係会社株式評価損	4,314	
その他	124	4,439
税引前当期純利益		2,615
法人税、住民税及び事業税	4	
法人税等調整額	71	75
当期純利益		2,539

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)



(単位：百万円)

科目	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	50,328	18,676	378,661	397,337	27,165	27,165
当期変動額						
新株の発行	132	132	—	132	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	△4,675	△4,675
当期純利益	—	—	—	—	2,539	2,539
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	△0	△0	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	132	132	△0	132	△2,135	△2,135
当期末残高	50,461	18,809	378,661	397,470	25,029	25,029

(単位：百万円)

科目	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	△9,289	465,541	—	—	1,946	467,488
当期変動額						
新株の発行	—	265	—	—	—	265
剰余金の配当	—	△4,675	—	—	—	△4,675
当期純利益	—	2,539	—	—	—	2,539
自己株式の取得	△8	△8	—	—	—	△8
自己株式の処分	0	0	—	—	—	0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	—	—	—	—	81	81
当期変動額合計	△7	△1,878	—	—	81	△1,796
当期末残高	△9,297	463,663	—	—	2,028	465,692

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

トピ
ックス

独立監査人の監査報告書

2018年5月7日

株式会社 三越伊勢丹ホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	星野	正司	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永澤	宏一	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関口	依里	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの2017年4月1日から2018年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



監査報告書

当監査役会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関し、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について定期的及び必要に応じて報告を受け説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要な確認をいたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- なお、事業報告に記載のとおり、子会社の株式会社三越伊勢丹は2018年1月12日に公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。監査役会は、当社及び子会社が独占禁止法を含む法令遵守の徹底に取り組んでいることを確認しております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月9日

株式会社	三越伊勢丹ホールディングス	監査役会
	常勤監査役	竹 田 秀 成 [Ⓔ]
	常勤監査役	瀧 野 良 夫 [Ⓔ]
	社外監査役	宮 田 孝 一 [Ⓔ]
	社外監査役	藤 原 宏 高 [Ⓔ]
	社外監査役	平 田 竹 男 [Ⓔ]

以 上

招 集 ご 通 知

株 主 総 会
参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

トピックス

三越伊勢丹グループのCSR

三越伊勢丹グループは地域社会の要請やご期待に応え、お客さまをはじめとするステークホルダーとの信頼を築き、夢や希望にあふれた明るい未来づくりに貢献していくことを目指しています。

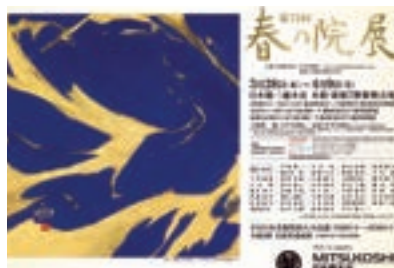
〈文化・芸術〉日本の良さを再認識していただく取組

春の院展の開催

日本美術院が主催する日本画の公募展覧会「春の院展」の73回展が本年も開催されました。本展の歴史は、三越日本橋本店にて戦後まもない昭和20年11月に開催された日本美術院小品展まで遡り、その後、昭和45年25回展の際に現在の「春の院展」という呼称になりました。

今日では、三越日本橋本店を皮切りに三越各店、地方美術館等にも巡回しています。現代日本画の力作が並ぶ本展は、常に新しい流れを皆様にご覧いただいており、今回も同人作家の作品と厳しい審査を経て選ばれた入選作300余点が一堂に展示されました。

今回は特別展示として、大正3年に横山大観とともに院展を再興した下村観山氏の作品「俊徳丸」をはじめ、当時の様子をご紹介いたしました。また、三越では、日本美術院同人作家にご揮毫いただき、「季節のご挨拶」として団扇と寿扇を制作しておりました。今回は、その一部を特別に展示し、ご覧いただきました。（現在は制作していません。）



第73回「春の院展」ポスター



三越「季節のご挨拶」の団扇
「薬師寺の塔」平山郁夫 平成元（1989）年

〈環境〉生物多様性保全の取組

養蜂の実施

三越日本橋本店では2016年3月～、福岡三越では2017年3月～取組先のはちみつ専門店ラベユの指導のもと、屋上で養蜂活動を行っています。植物の受粉・結実を手助けするミツバチの働きを生かし、地域の花々に息吹を与え、2017年度は三越日本橋本店で187kg、福岡三越で250kgのはちみつを採取しました。はちみつの製品化にあたってはラベユが濾過、検査、瓶詰などを一貫して実施。今後も、飼育～採蜜～販売までを定期的に行い、はちみつやスイーツメニューなどを提供する予定です。



三越日本橋本店
「日本橋のはちみつ」として販売

〈人財〉ダイバーシティの推進

知的障害者の能力を活かして

障害者の能力を活かした(株)三越伊勢丹ソレイユの活動が、東京都「障害者雇用エクセレントカンパニー賞」を受賞しました。また、12月の障害者週間に合わせ、天皇皇后両陛下が同社を行幸啓されました。

(株)三越伊勢丹ソレイユは、企業での就労は難しいといわれている重度の知的障害者77人を中心に約90人の障害者が在籍する三越伊勢丹グループの特例子会社です。

知的障害者も持つ「手作業による単純反復作業に高い能力を発揮する」特性を活かして、ギフト用のリボンやシール作り、伝票のスタンプ押しなど、百貨店の店頭で発生する様々な付帯業務を担っています。これにより、店頭では1カ月約5,000時間相当の業務削減となり、大切な販売支援戦力となっています。

※(株)三越伊勢丹ソレイユ：2004年9月に特例子会社(株)伊勢丹ソレイユ（2011年(株)三越伊勢丹ソレイユに社名変更）として設立（2018年3月現在、三越伊勢丹グループの障害者雇用率は2.37%です）。

子育てと仕事の両立を目指して

(株)三越伊勢丹は、東洋経済CSR調査「女性が働きやすい企業ランキング」で2015年度、2016年度、2018年度に1位を獲得しています。

なかでも、様々な環境でも個人が力を発揮できる仕組みを整え、育児勤務中および育児勤務経験者（現フルタイム勤務者含む）の約800人（女性従業員の約15%、2018年5月時点）が仕事と育児を両立させています。

育児勤務者（短時間勤務）対象のランチミーティングは、仕事を続けるうえでの悩みの共有や情報交換、ネットワーク構築を目的にしているほか、企業にとっても、人事制度改革のために現場の声を吸い上げる重要な機会でもあります。これまでも育児関連制度改革の際、ここで抽出した意見を反映させています。今後は男性従業員や上司の参加も検討し、多様な働き方を理解できる風土の醸成へつなげてまいります。

LGBT（性的少数者）への理解・受容のために

日本国内でも13人に1人いると言われているLGBTについて、その正しい知識を得るために研修や自己啓発セミナーを開催しています。講師の実体験に基づいたお話のほか、職場における課題についてなどのグループディスカッションを通じて、従業員の理解促進を図りました。今後も各種研修に組み込み、従業員の理解を進め多様な人財が活躍できる環境を整えてまいります。



(上) 行幸啓の様子
(下) リボン制作作業の様子

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

トピックス

株主メモ

事業年度	4月1日～翌年3月31日
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 TEL.0120-232-711 (通話料無料) 受付時間 土・日・祝祭日等を除く平日 9:00～17:00
上場証券取引所	東京証券取引所 福岡証券取引所
公告の方法	電子公告により行う 公告掲載 URL http://www.imhds.co.jp (ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)

- (ご注意) 1. 株主様の住所変更、買取請求その他各種手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種手続きにつきましては、下記特別口座の口座管理機関にお問い合わせください。なお、特別口座の口座管理機関の全国各支店にでもお取次ぎいたします。
3. 当社と株式会社岩田屋の株式交換の効力発生日の前日である2009年10月14日において、株式会社岩田屋の株式を特別口座でご所有の株主様につきましては、みずほ信託銀行株式会社が特別口座の口座管理機関となっておりますので、(旧)株式会社岩田屋株式にかかる特別口座の口座管理機関（みずほ信託銀行）にお問い合わせください。
4. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 TEL.0120-232-711 (通話料無料) 受付時間 土・日・祝祭日等を除く平日 9:00～17:00
(旧)株式会社岩田屋株式にかかる特別口座の口座管理機関	みずほ信託銀行株式会社
同連絡先	みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 TEL.0120-288-324 (通話料無料) 受付時間 土・日・祝祭日等を除く平日 9:00～17:00

〈メモ欄〉

「ネットで招集」サービスを導入いたしました。

「第10回定時株主総会招集ご通知」の主な内容を、パソコン・スマートフォンでご覧いただけるようになりました。
下記の URL または QR コードよりアクセスいただきご覧ください。



<https://s.srdb.jp/3099/>

議決権行使ウェブサイトへ簡単アクセス

このボタンからインターネット議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。



簡単スケジュール登録

開催日時は Google カレンダーと連携しています。Google カレンダーを利用している方は簡単にスケジュール登録をすることができます。

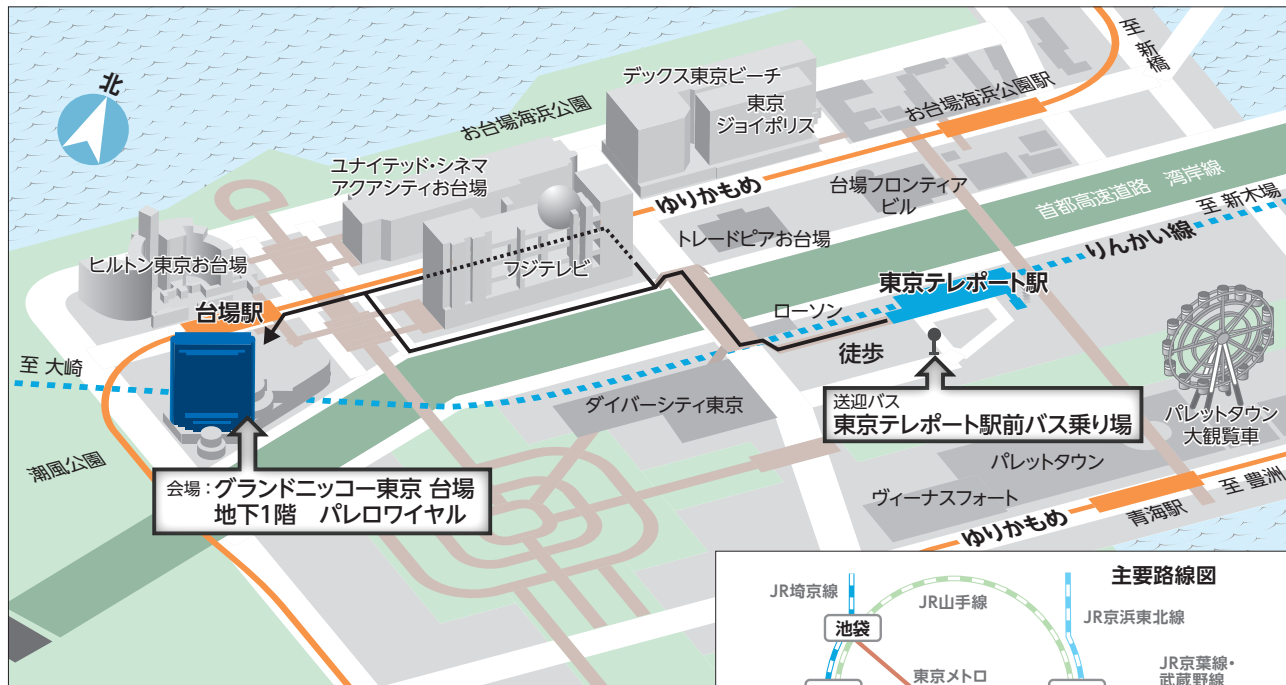
株主総会会場へのアクセスにも便利

開催場所の地図は Google マップに連動しています。



定時株主総会会場 ご案内図

会場 東京都港区台場二丁目6番1号
グランドニッコー東京 台場
地下1階 パレロワイヤル



最寄駅

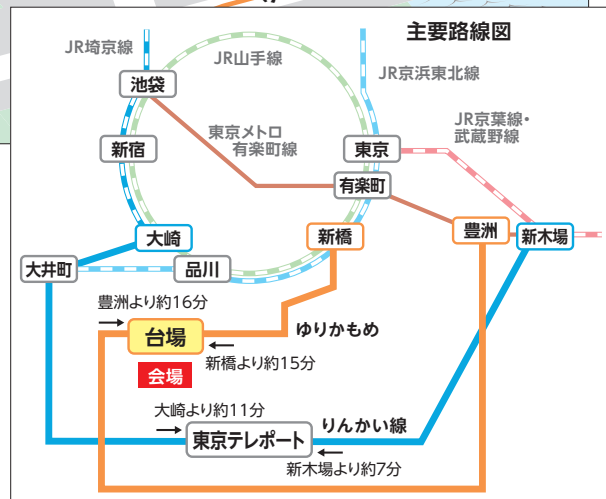
ゆりかもめ 台場駅直結（改札を出て右にお進みください）
りんかい線 東京テレポート駅より徒歩 約15分
（送迎バスをご利用ください。）

送迎バス 午前8時30分から9時50分まで、東京テレポート駅前バス乗り場より随時運行いたします。

（株主総会終了後も、午後1時まで会場から東京テレポート駅まで運行いたします。）

路線バス 路線バスもご利用いただけます。

お台場レインボーバス（田町駅東口または品川駅港南口（東口）
→グランドニッコー東京 台場下車）
（所要時間20分から25分前後）



駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

本会場「パレロワイヤル」が満席となった場合は、第2会場等をご案内させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

孔雀青 Kujyakuao

孔雀の青い羽の色のよな冴えた青色。孔雀の羽や首の部分に見られる美しい青に由来。

